

シックハウス対策(換気設備)について

平成 15 年秋期部会

シックハウス対策(換気設備)の取扱いについて

- (1) 平成 15 年国土交通省告示第 274 号第 1 第一号のただし書き「明らかな場合」とは、ダクト等による圧力損失が生じない直付け換気扇等の場合として取り扱う。
(参考「建築物のシックハウス対策マニュアル講習会における質問と回答」No.85)

- (2) 事務所等で夜間無人となる居室への対応については、次のとおり取り扱う。
原則は 24 時間換気であるが、夜間等の人不在時に換気運転を停止する運用も考えられる。
ただし、運転復旧時に速やかに低減させるための措置が必要である。
例えばタイマー等での自動復旧できる構造が必要である。